

基礎研 レポート

生保約款の送り仮名等の基準 —生保各社約款から—

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

生保約款の送り仮名等の基準については、1975年の保険審議会答申に対応して生命保険協会が作成した「養老保険普通保険約款モデル条項案」(1977年1月)において、「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方(内閣法制局総発第105号、昭和48年10月3日)」に準拠するものとされる一方、「及び」、「又は」、「若しくは」は平仮名で書くものとされた。

約款の文字使いの統一についての指針などは1977年1月以降明示されていないようであり、各生保会社の約款の文字使いは各生保会社間はもちろん、同一生保会社においても区々となっている。

さらに、常用漢字表にない難解な漢字や用語の使用や、顧客にとって理解しにくく、違和感のある表記などが行われている例があり、本稿では、各生保会社の約款の送り仮名等の実態を明らかにすることで、顧客にとってよりわかりやすい約款の作成に資することとしたい。

2—これまでの経緯

1 | 保険審議会答申に対応した生命保険協会での約款モデルの作成

1975年6月、保険審議会答申において、「従来は専門用語や法律用語の安易な使用が、契約者の保険約款に対する理解を困難ならしめてきたきらいがあるので、この点の改善も含め、モデル約款の検討が行われることが必要である」と指摘されたことを受け、生命保険協会では法規専門委員会に約款改正作業部会を設けて検討を進め、1977年1月「養老保険普通保険約款モデル条項案」を作成した。

このモデル条項案では、会社側に一方的に有利な条項の洗い出しや、契約者サイドに立った再検討等、約款の内容の見直しに加えつぎのような記載方式の見直しが行われた。

- ①約款条項の配列(冒頭の会社の責任開始の条項のつぎに保険金の支払の条項を設定)
- ②専門用語・法律用語の一般的用語への置き換え(保険料⇒掛金、自動貸付(振替貸付)⇒立替等)
- ③準用規定(筆者注:「〇〇については、第△条の規定を準用します」といった、具体的な取扱を

他の条項に委ねる規定)、白地規定(筆者注:「□□については、会社の定めるところにより××します」といった、具体的な取扱いを会社側の内規等に委ねる規定)の縮減

④平易な文章表現(箇条書き方式の採用等)

⑤送り仮名等の基準(「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方(内閣法制局総発第105号、昭和48年10月3日)¹」準拠、ただし「及び」・「又は」・「若しくは」は平仮名とする)

なお、このモデル条項案は、「約款の平明化は各社がそれぞれの創意を活かし、不断の努力を傾けることによりその実を挙げることが望ましい」として、各社の統一的な約款とはされず、今後各社が約款の平明化作業を具体的に推進する際の一つの参考例とされた²。

送り仮名等の基準の準拠とされた「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」においては、

①当用漢字(1946年11月制定、1981年10月から常用漢字)の音訓使用は、「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」³によること

②副詞および連体詞は、原則として、漢字で書くこと(副詞として、「既に」、「直ちに」、「全く」、「最も」、「例えば」、「常に」、「特に」などを例示)(「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」)

③接続詞は、原則として、仮名で書くこと(「かつ」、「したがって」、「ただし」などを例示。例外として、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」の4語は、原則として、漢字で書くとされた)(「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」)

④送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)⁴によること[「送り仮名の付け方」では、通則1で、「活用のある語は、活用語尾を送る」とされ、たとえば、「行う」が原則だが、「行なう」も許容とされている。通則6では、複合の語は、それぞれの漢字の音訓によるとされ、たとえば、「取り扱い」、「申し込み」が原則だが、「取扱い」、「取扱」、「申込み」、「申込」も許容とされている。通則7では、通則6の例外として、慣例として送り仮名をつけない語として、「取扱(注意)」、「申込(書)」などが示されている。これに対し、「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」においては、「活用のない語で読み間違えるおそれのない語」として、「取扱い」、「取消し」、「払込み」などと表記することが、「活用のない語で慣用が固定している語」として、「支払」、「払込(金)」などと表記することが示されている]

などが規定されている。

なお、漢字や送り仮名、法律文書などの基準についての過去の経緯はつぎのとおり。

¹ 現在、「法令における漢字使用等について」(内閣法制局総発第208号、平成22年11月30日)となっている。

² 「生保協会 約款平明化へモデル条項を作成 専門用語の置き換えと『ご説明』欄の併記など」『インシュアランス』第2778号14～15ページ、1977年2月10日、「約款平明化に伴うモデル約款の作成について」『生命保険協会報』第58巻第1号172～173ページ、生命保険協会、1977年10月25日。モデル約款の具体的内容については、「生命保険協会が作成した平明化のためのモデル約款(上)・(下)」『インシュアランス』第2779号10～13ページ・第2780号8～11ページ、1977年2月17日・1977年2月24日。

³ 現在、「公用文における漢字使用等について」(内閣訓令第1号、平成22年11月30日)となっている。

⁴ 後述する常用漢字表の改正により、2010年11月30日内閣告示第3号で一部改正されている。

	漢字、送り仮名の基準	法律文書などの基準	備考
1946年11月16日	「当用漢字表」 (内閣告示第32号)		・1850字を制定、読み方は定められていない
1948年2月16日	「当用漢字音訓表」 (内閣訓令第2号)		・読み方は規定されたが、送り仮名は定められていない
1959年7月11日	「送りがなのつけ方」 (内閣告示第1号)		・送り仮名について、初めて規定
1973年6月18日	「当用漢字音訓表」 (内閣告示第1号) 「送り仮名の付け方」 (内閣告示第2号)	「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」 (事務次官等会議申合せ)	・当用漢字について読み方および送り仮名を初めて規定
1973年10月3日		「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」 (内閣法制局)	
1981年10月1日	「常用漢字表」 (内閣告示第1号)	「公用文における漢字使用等について」 (事務次官等会議申合せ) 「法令における漢字使用等について」 (内閣法制局)	・1945字を制定
2010年11月30日	「常用漢字表」 (内閣告示第2号)	「公用文における漢字使用等について」 (内閣訓令第1号) 「法令における漢字使用等について」 (内閣法制局)	・2136字を制定

※「国語施策年表」(文化庁ホームページ)などにより筆者作成。

実際のモデル条項案を見ると、

- ①養老保険普通保険約款の本文中には、当時の当用漢字表に定められていない漢字(表外漢字)は使用されていないが、別表「対象となる不慮の事故」などで、火「焰」、「嚙」下、口「蓋」、「脊」柱などの表外漢字が使用されている⁵

⁵ 丸山洋一「約款はむずかしいか—ご契約のしおり、定款・約款について—」『生命保険経営』第51巻第4号、1983年7

- ②副詞は、平仮名で表記されている例がある（「すでに」、「まったく」など）
- ③接続詞は、すべて、平仮名で表記されている（「および」、「または」も、平仮名で表記されている）
- ④送り仮名の付け方としては、たとえば名詞では「払込み」、動詞では「行なう」などとなっている（1959年7月11日内閣告示第1号「送りがなのつけ方」では「行なう」と表記することとなっていたが、1973年6月18日の内閣告示第2号「送り仮名の付け方」では前述のとおり「行う」が原則、「行なう」も許容と変更されている）
- ⑤そのほか、「次の」は漢字で、「すみやかに」、「もとづく」、「こえる」は平仮名で表記〔なお、解約の場合に支払われる金額は「払いもどし金」と表記されており、これは当用漢字表に「戻」がなかったためであると考えられる（1981年10月に常用漢字とされた）〕

されている状況で、副詞および連体詞が平仮名で表記されているなど、必ずしも「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」に準拠しているとはいえない部分がある。

1981年11月に発表された、第8次国民生活審議会消費者生活部会報告「消費者取引に用いられる約款の適正化について」において、生命保険約款に対しても提言が行なわれ、これを受けて1982年12月に生命保険協会が保険料の払込条項などについてモデル約款を作成したが⁶、このモデル約款においては、「払込」、「申出」、「超えた」などとの表記があり、1977年のモデル条項案の表記方法とは異なっている。なお、保険料について「掛金」という用語は使用されていない。

2 | 生命保険協会などの取組

現在、生命保険協会のホームページには、約款における文字使いの統一についての指針などは明示されていない（なお、生命保険協会の会員会社の適切な業務運営の参考のため、具体的な実務取扱を参考として取りまとめた自主ガイドライン中、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」で、告知書において「難解な漢字はひらがなで表記するように努める」として、「胃潰瘍」⇒「胃かいよう」、「心筋梗塞」⇒「心筋こうそく」、「喘息」⇒「ぜんそく」が示されている⁷）。

一方、損害保険協会においては、「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」が策定されており、「文字使いなどについては、標記の仕方等を統一し、わかりやすさを向上させる工夫を行うことが望ましい」とされ、「漢字からかな表記へ」として、「恐れ」⇒「おそれ」、「且つ」⇒「かつ」、「従って」⇒「したがって」、「但し」⇒「ただし」が、「かな表記から漢字へ」として、「こえる」⇒「超える」、「ともなう」⇒「伴う」、「もともと」⇒「最も」、「すでに」⇒「既に」が示されている。

月においては、1983年時点の状況として「養老保険普通保険約款の本文中には、常用漢字表外の漢字は一字もない」が、「約款別表の身体障害表や特約条項になると、さすがに医学用語も増えてくるため、火焰、嚥下、口蓋、麻痺、脊柱、頸椎、脱臼、分娩、捻挫、子宮筋腫、心筋梗塞など、常用漢字表にない漢字が出てくる」としている（後述の2010年の常用漢字表の改定により、このうち口「蓋」、脱「臼」、「脊」柱、「捻挫」、子宮筋「腫」、心筋「梗」塞は常用漢字となった）。

⁶ 提言の内容については内閣府ホームページ「旧国民生活政策ページ」、提言に対する生保業界の対応については「国民生活審議会『消費者取引に用いられる約款の適正化』対応について」『生命保険協会報』第63巻第2号66～67ページ、生命保険協会、1983年4月8日、約款モデルについては吉田明「国民生活審議会約款適正化報告に対する生保業界の約款モデルについて(その一)・(その二)」『生命保険経営』第51巻第3号・第52巻第3号、1983年5月・1984年5月。

⁷ 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」[2009年7月13日] 18ページ、生命保険協会ホームページ。

また、名詞としての単独の語としては「取扱い」、その後には他の名詞が続き、一体となって慣用的に用いられる場合は、「取扱規定」などと表記するとの例や、名詞または動詞の用法では漢字表記「限り」、助詞の用法ではかな表記「かぎり」との例も示されている⁸。

実際に、2002年4月の自動車損害賠償責任保険の普通保険約款改定により、約款の文体が「である」体から「ですます体」に変更されるとともに、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」の4語について平仮名表記への変更、「遅滞なく」、「ただちに」という用語の「遅滞なく」への一本化、「基いて」の送り仮名を「基づいて」とするなどの変更が行われている。ただし、副詞については「特に」、「最も」という漢字表記がある一方、「すでに」という平仮名表記もある⁹（保険法の2010年4月施行に伴い、自動車損害賠償責任保険の普通保険約款が改定されたが、表記方法には大きな変更は見られない）¹⁰。

3—各生保会社約款の送り仮名等

1 | 常用漢字表に掲載されていない漢字の使用

2010年11月30日、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の目安」¹¹として常用漢字表が1981年10月の制定以来およそ30年ぶりに改定され、196の漢字が追加されるなど、全体で2136字となった。

出現頻度が高いなどとして新たに追加された196の漢字の中には、都道府県名の一部である「阪」、「埼」、「岡」、「岐」などや、身体関係として「顎」、「喉」、「腎」、「腫」、「脊」、「腺」などがある。

現在、金融庁の免許を得ている生保会社43社のうち、25社が新契約用の約款を開示しているが、これらの会社の医療保険などの約款を見ると、1社（銀行窓販専門会社で、医療保険を販売しておらず、年金保険などを販売）の約款を除く24社で常用漢字表に掲載されていない漢字（「嚙」下など）を使用している。

このうち7社では、常用漢字表に掲載されていない漢字など、難読漢字を中心に振り仮名を付け、読みやすさを向上させている¹²。

生命保険協会において、告知書について「難解な漢字はひらがなで表記するように努める」こととされていることを踏まえれば、こうした取組を約款でも進める必要があるだろう。

⁸ 「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」（2012年4月）11ページ、損害保険協会ホームページ。損害保険約款の漢字と仮名の使い分けについては、このほか定行恭宏『損害保険約款の作り方』22～24ページ、損害保険事業総合研究所、2007年3月改訂版を参照。

⁹ 「自賠責保険普通保険約款の一部変更について」（2002年1月）、第117回自動車賠償責任保険審議会（2002年1月17日）資料、金融庁ホームページ。

¹⁰ 「自賠責保険普通保険約款の一部変更について」（2010年1月）、第127回自動車賠償責任保険審議会（2010年1月19日）資料、金融庁ホームページ。なお、自動車保険普通保険約款では、「すでに」は「既に」と表記されている（須藤芳樹、木津英勝、内山浩一「標準約款における保険法対応について」『損害保険研究』第72巻第3号、2010年11月）。

¹¹ 文化審議会『改定常用漢字表』（2010年6月7日）（7）ページ、文化庁ホームページ [文部科学大臣への答申資料。内閣告示第2号（2010年11月30日）で制定された]。

¹² 損害保険協会の「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」前掲でも、「常用漢字以外の漢字を使用する場合には漢字表記にしようとしてレビまたは括弧書きでふりがなを振る」とされている。

さらに、一步進めて、難解な漢字や用語などを約款においてなるべく使用しないようにしたり、やむを得ず使用する場合は注記を行うなどの方策も必要となろう。

2 | 副詞の表記

副詞の表記については、「常に」という語句を使用している会社は25社23社であるが、23社すべてが「常に」と表記しており、「つねに」と表記する会社はない。

そのほか、「既に」（25社で使用）、「全く」（23社で使用）、「最も」（20社で使用）、「例えば」（17社で使用）、「特に」（14社で使用）、「直ちに」（13社で使用）といった副詞の表記については、漢字表記、平仮名表記が区々となっている。

「直ちに」は時間的即時性を示す用語とされ、同じ時間的即時性を表す用語として別に「すみやかに」、「遅滞なく」といった用語があるが、裁判例において、時間的即時性の度合いは「直ちに」、「すみやかに」、「遅滞なく」の順とされ、「遅滞なく」については、正当なまたは合理的な理由による遅滞は許容されるものとされている¹³。

「すみやかに」という用語は、25社中22社で使用しており、「速やかに」と漢字で表記する会社はなく、全社が「すみやかに」と表記している¹⁴。

また、「遅滞なく」という用語は13社で使用しており、「直ちに」、「すみやかに」、「遅滞なく」の3つの用語をすべて使用する会社も3社ある一方で、「すみやかに」との用語のみを使用する会社が4社、「遅滞なく」との用語のみを使用する会社が2社となっている。

医療保険において、「直ちに」、「すみやかに」、「遅滞なく」の3つの用語をすべて使用する3社を見ると、給付金の支払事由が発生したときには「遅滞なく」会社に通知し、「すみやかに」必要書類を提出して給付金を請求すべきことと、被保険者が死亡した場合は保険契約が消滅することから、「ただちに」会社に通知すべきものなどと規定している。

文字通りに解釈すれば、医療保険において、顧客は給付金の支払事由の発生より、通常給付が行われない被保険者の死亡について、よりスピード感をもって保険会社に通知すべきこととなり、顧客の立場からは違和感のある文字使いとなっている。

3 | 接続詞の表記

接続詞は、「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」において漢字表記とされている「および」、「ならびに」、「または」、「もしくは」も含め、約款ではすべて仮名で表記されている。

4 | 送り仮名の表記など

¹³ 大阪高裁1962年12月10日判決、裁判所ホームページ。保険法においては、死亡保険についての被保険者死亡の通知(第50条)、障害疾病定額保険についての給付事由発生時の通知(第79条)などにおいて「遅滞なく」という用語が使用されている。

¹⁴ 注13の裁判例においても、「すみやかに」という用語は、裁判例で問題となった銃砲刀剣類等所持取締法のほか、麻薬取締法、道路交通法などにも使用されているとされている。なお、現在の法令には、「すみやかに」との表記と「速やかに」との表記が混在している。これは、1948年2月「当用漢字音訓表」には「速」の訓として「はやい」のみが示されているのに対し、1973年6月に改定された「当用漢字音表」においては「すみやか」が追加されているためであると考えられる。

名詞の「払込」については、「払込」と表記する会社が多いが、「払込み」と表記する会社もあり、中には「払い込み」と表記する会社も1社ある。

動詞の「行う」については、「行う」という表記の会社が多いが、「行って」という表記は、それ単独では「おこなって」と読むのか、「いって」と読むのかが判然としないケースもあることから、「行なう」と表記する会社もある。

「次の」、「基づく」は漢字で表記する会社と平仮名で表記する会社が拮抗しており、「超える」は平仮名で表記される例が多い。

一方で、漢字表記と平仮名表記について混用しているケースもある。

最も多いのは「基づく」と「もとづく」の混用で、25社中18社ある。ついで「超える」と「こえる」の混用が7社、「次の」と「つぎの」の混用が6社、「例えば」と「たとえば」の混用が5社などとなっている。

さらに、送り仮名についての標記の混用、例えば「行う」と「行なう」との混用は3社ある、

5 | その他の表記

モデル条項案で「掛金」とされた表記は全社が「保険料」と表記しており、かつて「掛金」としていた会社があったことを踏まえれば、「保険料」という用語が定着したことがわかる。

また、当用漢字表に「戻」がなかったため、平仮名で表記された「払いもどし金」については、「解約返戻金」と表記する会社が12社、「解約払戻金」と表記する会社が6社、「返戻金」と表記する会社が3社、「解約返還金」と表記する会社が2社、「払戻金」、「払いもどし金」と表記する会社がそれぞれ1社となっている。

4— おわりに

1946年11月に日本語表記の基準として「当用漢字表」(1850字)がはじめて制定され、その音訓については1948年2月に「当用漢字音訓表」(送り仮名については定められていない)が示され、1973年6月には送り仮名も含め、「当用漢字音訓表」が改定された。

1981年10月には「当用漢字表」に代えて「常用漢字表」(1945字)が制定され、2010年11月に「常用漢字表」が改定されている。

このように、日本語の表記方法は永久不変のものではなく、時代によって変化するものであり、規範となるべき当用漢字や常用漢字なども音訓も含めて変更が行われている。

生保会社の約款の規範とされた法令についても、こうした改定の影響によって作成基準が変更されており、「法令における漢字使用等について」においても、「改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の語の表記とが異なることとなっても、差し支えない」とされており、実際に同一の法律で、かつての表記である「行なう」と、現在の表記である「行う」が混在している例もある。

約款においては、つぎの3点が課題である。

第一は、常用漢字表に掲載されていない漢字など、難読漢字や難解な用語の約款での使用である。

日本語を読む力が低下しているとする者が約8割を占める中で¹⁵、常用漢字表にない漢字など、難読漢字については振り仮名を付ける対応が行われているが、そもそも難解な漢字や用語を約款においてなるべく使用せず、やむを得ず使用する場合は注記を行うなどの検討も必要となろう。

第二に、顧客にとって理解しにくく、理解できたとしても違和感のある表記方法の存在である。

典型的な例としては、「直ちに」、「すみやかに」、「遅滞なく」の3つの用語の使い分けなどがあり、平易な用語への統一も含め、検討する余地があろう。

第三は、表記方法の混在である。これは、第一、第二の課題と比べた場合には課題性は低いが、約款の抜本的な改定を行う際などには、送り仮名などについて明確な基準を策定した上で、こうした混在について修正することが望ましい。

現在、債権法改正の議論の中でも、約款についての規定の新設が検討されており、約款をより読みやすくする不断の努力が必要であらう。

¹⁵ 「平成23年度『国語に関する世論調査』（の結果の概要）（2012年9月20日）、文化庁ホームページにおいては、日本人の日本語能力が低下しているとする人の割合は、読む力で78.4%、書く力で87.0%、話す力で69.9%、聞く力で62.1%とされ。特に読む力は前回調査に比べ10ポイント増加しているとされている。